

うきは市指名停止等措置要綱に基づく指名停止中の業者は以下のとおりです。

令和7年9月16日現在

指名停止業者	所在地	措置期間	措置理由	措置要件
株式会社佐電工	佐賀県佐賀市天神1-4-3	令和7年4月15日から 令和7年10月14日まで (6ヵ月)	使用人が公契約関係競売入 札妨害の疑いで逮捕されたた め。	措置要綱第3条 別表2(9)
株式会社中央技術 コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿8-5-1	令和7年9月16日から 令和8年3月15日まで (6ヵ月)	使用人が公契約関係競売入 札妨害の疑いで逮捕されたた め。	措置要綱第3条 別表2(9)

【うきは市指名停止等措置要綱第3条別表2(9)】

措 置 要 件	期 間
(競争入札妨害又は談合) 9 県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、登録業者である個人、登録業者の役員又はその使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の事実を認定した日から6ヵ月以上12ヵ月以内